\circ	<u></u>	\bigcirc
〇 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路交通法の一部を改正する法律(令
一百	•	元 年
七十日	•	和元年法律第二十号)
万)	•	77 二 上
抄)		号)
	•	第一名
•	•	条
•	•	条の規定
•	•	によ
:	•	よる改正後の道路交通法
•	•	正
•	•	後の
•	•	道吸
•	•	交
•	•	通法
•	•	(H
•	•	昭和
•	•	三
	•	(昭和三十五年法律第百
•	•	年法
•	•	律
• 11		形 百

 \bigcirc 道 路 交通 法 0 部 を改 正 する 法 律 へ 令 和 元年法 律 :第二 + 号) 第 条 0) 規 定による改正 後 0) 道 路 交通 法 昭 和 十 五. 法 第 百

(定義)

五.

第二条 この 法 律 に お て、 次 \mathcal{O} 各 뭉 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定め るところ に ょ

一~八 (略)

九 用 自 \mathcal{O} 車椅 動 車 子 並 原 び 動 に 機 歩 を 行 用 補 11 助 車 か 小 児 V 用 1 \mathcal{O} ル 車 又 その は 架 他 線 \mathcal{O} に 小 ょ 5 型 \mathcal{O} な 車 11 で で 政 運 令で定 転 す る め 車 るも で あ 0) 0 て、 以 下 原 動 歩 機 行 付 補 自 助 転 車 車、 等 軽 と 車 1 両 う。 及び 身 体 以 障 害 0) 者

十~二十三 (略)

 \mathcal{O}

を

V)

、 う。

(運転者の遵守事項)

七 + 条 車 両等 \mathcal{O} 運 転 者 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 守 ら な け れ ば な ら

一〜五の四 (略)

五. 停 止 ば \mathcal{O} て 送信及 条第十六号若 同 を 五. て同じ。 じ。 通 L て 話 自 び 11 動 受信 \mathcal{O} 傷 るときを 車 に た 病 又 表 L 8 者 \mathcal{O} は くは 示され に \mathcal{O} V 原 救 ずれをも行うことがで 使 除 動 淡護又は 第十 き、 用 機 た画 し、 付 七 携 自 号又は 公共 像 又 は 帯 転 を 電 車 注 当 \mathcal{O} 話 第四 該自 安全 以 視 用 下こ 装 L 置、 な + 動 \mathcal{O} 維持 きな こ の 号 兀 車 いこと。 等 条第十 自 11 に \mathcal{O} に 動 取 た 車 Ł お ŋ め \mathcal{O} 電 11 号に 当 付 に 話 て 限 け 該 用 規 5 自 る。 装 自 が置そ %定する 動 動 れ 若 第百 車 車 等 等 し \mathcal{O} 装置 くは \mathcal{O} +他 走 八 とい \mathcal{O} 持ち 条 行 無 で 中に 第一 あ う。 線 込ま るも 通 項 緊 話 急 を 第三 \mathcal{O} れ 装 を た 画 Þ 置 運 除 むを得ずに 号の二に 転 (そ く。 像 す 表示 \mathcal{O} る場合に 第 全 用 お 部 百 装置 . 行う. + 1 又 凣 て は お ŧ 条 1 (道路 第 無 \bigcirc 7 部 線 は、 を を 項 運 除 通 手 ₹. 話装 第 送 で 当 車 保 該 置」 号 持 両 同 自 の二に 号に 法 動 とい 第 な 車 兀 お け 等 れ

六 (略)

第二号 罰 則 O第 及び 号、 第三号 第 匹 に 号 0 カュ ら 11 て 第 五. は 号 第 ま 百 で、 + 九 第五号 条 第 の三、 項 第 九 号 第 五 \mathcal{O} 号 0 兀 第 五. 及 号 び 第 \mathcal{O} 六号に 五. に 0 0 11 V 7 て は は 第 第百二十 百 十 七 条 条 \mathcal{O} 第一 兀 第 項 号 第 九 \mathcal{O} 号 第二 第百十

条第一項第三号の二)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2~4 (略)

5 か に該当していたことが判明し 公 安委員会は、 免許を与えた後に たときは、 お いて、 政 当該 令で定める基準に従い、 免許 を受けた者が当該免許を受ける前 その者の 免許を取 ŋ に第 消 項 第四 又は六月を超えな 号から第六号まで 範 囲内 0 ずれ で 期

6 公安委員会は、 免 許 を与えた後において、 当該 免許 を受けた者が当該 免許を受ける前 に第二 項各号の 1 ず れ か に 該当し 7 7 た

7~14 (略)

ことが判明したときは、

その者の免許

を取り消すことができる。

間

を定めて免許の効力を停止することができる。

(免許証の交付)

第九十二条 る事項を記載して、 L て第一 種 免許又は 免許は、 当該 運転 第二種免許 免許証 種 類の 免許に のうち二以上 (以 下 係る免許証 「免許証」という。)を交付して行なう。 一の種 \mathcal{O} 類の免許を与えるときは、一 交付に代えるものとする。 0) 種類 この場 0) 合において、 免許に係る免許 同 証 人に に 他 0) 対 種 Ļ 類 0) 日 免許 「を 同 に係 じく

2 (略)

(免許証の有効期間)

第九 8 お る日 十二条の二 いて同じ。 が 経 過 す るま 第 \mathcal{O} 有 効期 での 種免許及び 期間 間 は、 とす 次の表 第二種 る。 0) 免許に係る免許証(第百七条第二項の Ŀ 欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、 規定により交付された免許証を除く。 同 表の 中 -欄に 掲げる年齢に応じ、 同表の下欄に定 以下この項に

(略)

備考

この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百 条第六項の規定により更新された免許証 にあ 0 ては当該更新され た日、 第百 条の二 一第四 項 0 規

り 付 7 る 免 に が 定 定 て 試 \mathcal{O} L そ は 験 さ 規 ŧ 許 次 に 当 た 当 0 を れ 定 0 証 0 る ょ 該 受 た に 第 に 該 結 B 免 V) 及 免 け 免 ょ 限 び 事 許 果 更 八 む + る。 許 た 許 る 第 情 を 第 新 受 日 報 九 得 証 証 百 が 百 さ 条 B け に が に 告 五 な れ 係 そ あ に 第 を 条 λ る 条 た 受 第 だ 第 る \mathcal{O} 0 0 理 免 け 適 者 7 1 項 日 لح 由 許 性 は て た 項 か が 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 証 者 第 試 誕 第 6 た $\sum_{}$ 又 で \mathcal{O} に 験 れ は 生 百 百 起 き 規 8 あ **(**当 日 + 第 算 な 定 を 5 第 0 受 条 で \mathcal{O} 七 該 兀 に 7 L カン 百 け あ 交 条 第 取 項 7 0 ょ は 付 た 条 た る \mathcal{O} 消 \mathcal{O} り 同 月 場 さ 兀 項 規 者 効 第 \exists 条 L 力 若 を 定 に 第 合 れ 第 た 受 を に を あ 項 に L < け あ 免 号 ょ 経 0 失 \mathcal{O} 項 は た て 許 る 過 免 \mathcal{O} 0 0 \mathcal{O} た て 違 日 規 証 第 免 L は 許 は に 反 百 か 許 な 日 証 定 係 行 5 \mathcal{O} 当 カュ 12 1 \mathcal{O} 条 当 る 為 起 取 者 該 5 有 ょ 該 適 を \mathcal{O} 算 消 に 効 起 る 効 限 適 性 L L 力 算 期 適 て三 性 試 た 第 を 間 る L 性 験を 者 同 失 て 試 \mathcal{O} 検 験 項 年 条 0 六 を 更 査 を 受 除 \mathcal{O} を 第 に た 月 新 を 受 け く。 規 経 対 受 日 を 受け 当 け け た 項 定 過 L か た て 該 た 日 に L 第 5 旦 に 前 るこ \mathcal{O} ょ な 起 B 日 る 号 直 対 11 算 む 条 質 者 第 لح \mathcal{O} 前 L か を 海 L 間 得 て三 が 前 \mathcal{O} て に 6 外 そ 票 限 第 項 で 前 な 旅 日 0 年 き 条 \mathcal{O} り 0 1 行 そ 第 提 号 理 者 規 を な ま 経 \mathcal{O} \mathcal{O} 出 同 定 由 か 災 他 誕 項 又 で に 過 0 0 害 日 は た た \mathcal{O} 生 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} ょ そ L 者 規 第 1 り な 8 0 免 日 \mathcal{O} ず 許 交 そ 定 直 百 11 他 そ 当 に 近 付 場 証 れ 0 \mathcal{O} さ 期 政 に 該 ょ 条 に か 合 \mathcal{O} ŋ に 間 免 あ 適 \mathcal{O} お れ に 令 0 性 交 五い 係 た 限 内 許 で

基 \mathcal{O} お に 効 者 該 5 有 交 五. 係 期 に 効 起 効 お 間 限 力 期 付 \mathcal{O} 7 る 算 良 る。 を 間 て さ 規 L Ł \mathcal{O} 運 命 L 同 定 た 末 失 て 令 n 0 \mathcal{O} 転 六 に 第 に 0 更 \mathcal{O} た 日 者 規 免 ょ 限 に た 月 新 八 定 る + る。 更 許 第 対 日 を 当 を 報 九 百 L カコ 受 新 並 証 け て 受 告 条 6 該 び に 日 を受け に け あ に 第 条 前 起 B る 等 こことが . こ の 第 算 て 0 条 む 0 (海 項 第 7 1 を 1 L た者 得 法 る は て 項 て 外 でき 期 当 第 項 旅 第 又 な 律 は 1 \mathcal{O} 間 該 百 \mathcal{O} 年 百 (当 行 規 が 取 + 第 規 を 理 な 条 該 兀 経 災 定 五. 消 七 定 由 カコ 取 に 害 に 年 条 第 項 過 \mathcal{O} 0 L 基づ を ょ た た そ 以 \mathcal{O} 消 \mathcal{O} L 受 者 め 上 兀 項 規 n な L \mathcal{O} < で け 第 若 を 定 交 1 そ 他 (そ 受け た に 付 場 処 あ L \mathcal{O} \mathcal{O} Š 号 ょ 期 \mathcal{O} 分 る 日 さ 合 政 並 者 \mathcal{O} は た る れ に 間 免 令 び で 4 違 第 日 免 た 限 内 許 で に あ に 反 百 カン 許 免 に が 定 1) そ 行 5 許 次 8 重 0 お \mathcal{O} 当 大 て 11 為 条 起 取 証 \mathcal{O} \mathcal{O} る 違 て を 算 該 免 結 B \mathcal{O} 消 に あ 事 許 果 L む 反 自 同 L し た て三 じ 情 第 唆 動 第 0 を を て L 車 者 同 が 受 百 得 等 等 項 年 は P け 五. を 条 な ま 除 当 及 \mathcal{O} \mathcal{O} を 第 W る 条 11 経 該 だ び 運 で 規 第 理 に لح 定 項 日 道 転 過 効 由 項 路 に 継 に L 第 力 か が \mathcal{O} 外 に な を た 関 続 ょ 5 で \mathcal{O} 号 失 起 き 規 致 す 対 る 1 8 質 者 算 死 る 7 L か 0 な 定 第 問 た に 傷 免 て に 5 L か 百 許 前 票 限 ょ に \mathcal{O} 第 免 て 0 た ŋ 係 法 条 \mathcal{O} ŋ 許 条 者 律 仮 第 提 뭉 に 月 効 第 る 法 係 力 及 免 出 同 ま に び 許 項 又 で を あ を 項 律 日 る 失 \mathcal{O} は 免 経 \mathcal{O} を 前 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 除 規 第 11 許 て \mathcal{O} 過 0 免 法 定 ず た 定 百 直 証 L は 許 近 n \mathcal{O} な 日 証 澊 に ょ 条 に カュ 有 カュ \mathcal{O} 11 4

守 \mathcal{O} 状 況が優良な者として政令で定める基準に 適合する ŧ

3 5 (略

二 <u>•</u>

得ない とができなかつた者 許 三 に を受けて 対するこの 年を経過 海 外旅行、 · 理 由 し 1 \mathcal{O} た期 ない ため 災害その 表の 場合に 備 そ 間 は、 0 考 (その 期間 他 の政令で定めるやむを得 継 \mathcal{O} 限 2 及び 免許 り、 続してい 内に次の免許を受けることが 当該事 がその結果第 4 たものとみなす。 \mathcal{O} ·情が 規 定 Þ \mathcal{O} 百五 んだ日から起算し 適用につ な 条第 11 V 理 由 項 て できなかつた者にあつては、 は \mathcal{O} \mathcal{O} ため 規 %定によ 当 て 一 第 該効力を失つた免許を受けてい 月 百 り 条第一 を経過する前 効 力を失つた日 項の免 許 当 に 次の 該効・ から 証 \mathcal{O} 有効 免許を受けた者に限 力 起 を失つた日 算 期 た L 間の て六月 期 間 及 更 から起 新を受けるこ び (当該 当 該 次の る。 算し やむ

て

免

五. 六 略

5 4 略

(運転 免許 試 験 \mathcal{O} 方 (法)

九 7、牽引免款 九十七条 平 許 運 転免 \mathcal{O} 運 許試験 転 免許 試験に は、 免 あ 許 つては第 \mathcal{O} 種 類ごとに次 号及び 0 第二号) 各号(小型特殊免許及び に 掲げる事項 に 原 つ 付免許 7 て行 う。 0 運 転 免許試 験に あ 0 て は 第 号及び第三

自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 に 0 1 て 必 要 な 適 性

三 自 動車 等 0 運 転 に 0 V 7 必 要 な 知 識

2 4 略

運 転 免許 試 験 \mathcal{O} 免 除

九 十七条の二 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 す る者に 対 L 7 は、 そ れ ぞ れ 当 該 各 号に 定 \otimes る 運 転 免 許 試 験 を 免 除 す ź

(略)

項 第百 \mathcal{O} 規定に 条第 より 効 項 力を失つた 0 免 許 証 \mathcal{O} 日 か 有 効 5 期 起算して六月 間 \mathcal{O} 更 新 を受け 海 な 外旅 カュ つ 行、 た 者 災害その他政令で定めるやむを得 政 令で定め る者を除 < <
...
< ない その 理 者 由 \mathcal{O} \mathcal{O} 免 た 許 め が 第 百 そ 五. \mathcal{O} 期 間 第 内

その 当 12 と 該 運 者 事 転 が う。 情 免 受け が P 試 N て \mathcal{O} 験 1 5 だ を ち、 受け た 日 免 カゝ 許 ることが 次 5 に に 起 算 係 掲 る運 げ L で る て 転 区 き 免許 分に 月 な カゝ 応じそ 試 を 0 た者 験 経 過 前 れ L に な 条 ぞ あ 第 れ つ 1 次 7 t に 項 \mathcal{O} は 定 第 8 第 る 号 百 該 に 検 八 効 力を 掲 查 条 及 げ \mathcal{O} る事 び 失 講 · つ 第 習 た 項 に を 項 日 第 0 内 か 閣 ら + 11 て 府 起 令 号 算 \mathcal{O} 及び ŧ で L て三 定 0 を除く。 め 第 十二号 るところ 年 を 経 に 過 お L ょ な 11 ŋ 7 1 受 場 け 特 た 定 ŧ 失 限 効 り、 \mathcal{O} 者

イ るところ 第 八 + に 九 ょ 条 ŋ 第 行 う介 項 \mathcal{O} 護 規 保 定 険 に 法 ょ 第 り 免許 Ŧī. 条 \mathcal{O} 申 請 第一 書 を 提 項 に 出 規定 L た す 日 る記 に お 憶 け る年 機 能 及 齢 び が そ 七 + \mathcal{O} 他 五 歳 \mathcal{O} 認 以 上 知 機 \mathcal{O} 能 者 (以 公安委員 下 単 に 숲 認 が 内 知 機 閣 能 府 令 と で 定 う。 め

に 関 する 検 查 。 以 下 認 知 機 能 検 査 لح 1 う。 並 び に 当該 認 知 機 能 検 査 \mathcal{O} 結 果 に 基 づ 7) て行う第百 八 条 \mathcal{O} 第 項 第

二号に掲げる講習

八 条 第 のニ 八 + 第 九 条 第 項 第 十二号に 項 \mathcal{O} 規 定 掲 に げ ょ り る 講習 免許 申 請 書 を 提 出 L た 日 に お け る 年 齢 が 七 + 歳 以 上 \mathcal{O} 者 7 に 掲 げ る 者 を 除 第

イ 及 び 口 に 掲 げる者 以 外 \mathcal{O} 者 第 百 八 条 \mathcal{O} 第 項 第 + 号 に 掲 げ る 講 習 又 は 玉 家 公 安 委 員 会規 則 で 定 \Diamond る 基 潍 適 合

る同条第二項の規定による講習

四・五 (略)

(再試験)

2

3

略

な 0 \mathcal{O} 日 百 な 規 0 間 か 条 た 能 定 ら当 0) 以 力 t 又 は を 下 該 \mathcal{O} 現 免 公 1安委員 に 以 \mathcal{O} 初 許 有 法 を 下 心 受 す 律 運 る 基 0) 転 け 会 か 準 規 者 て は グどう 定 期 該 11 当 に 間 た 準 基づ カュ 初 期 中 と 間 を 心 型 確 7 運 免 (当 う。 認 処 転 許、 該 す 者」 分 るため に 免 普 違 に当 と 許 通 反 1 \mathcal{O} 免 人する行 う。 該 効 許、 \mathcal{O} 免許 試 力 験 が 大型 為を に 停 に 以 対 係 止 Ļ し、 さ 下 る 輪 免 れ 免 許、 再 そ 当 許 て 該 試 \mathcal{O} 自 11 験 者 行 動 た 普 が 為 車 期 通 と 当 が 等 間 当 該 1 \mathcal{O} を 輪 う。 免許 該 運 除 免 免許 転 許 に に 又 関 を 係 に は 行う しこ る 0 が 原 免 1 通 付 ŧ て \mathcal{O} 許 算 免 政 法 \mathcal{O} 自 し 許 لح 令 律 て 動 を受けた者 · で 定 苦し す 車 る。 年 等 < を \Diamond に 安全 はこ る基 ただし 達 で、 す に 準 \mathcal{O} ることとなる 法 運 に 当 次 転 該 律 該 す に 免 することと 基づく 掲 る 許 げる者 を受け た 日 め に · 命 ま 令 必 で た

V

7

は

0

限

ŋ

で

な

- 該 免 を 受け た 日 前 六 月 以 内 に 当 該 免 許 に 係 る上 位 免 許 を受けてい たことが あ る者
- 百 匹 条 が の 二 を受け 年 免 以上であ の 二 を受け T 第 ** \ たことが た 項、 日 前 第二項 六 あ 月 ŋ 以 又 内 は カゝ に つ、 第 当 兀 該 その 項 免 \mathcal{O} 許 免 規 لح 定に 許を受けてい 同 ょ 0) ŋ 種 取 類 り 0) た期 消さ 免 許 間 れ (当該 た免 (その 許 免許 免 許 及 び と同 ک \mathcal{O} 効力 れ 等 に 0 準 が 免許として ·· 停 ず るも 止 され \mathcal{O} `政令 て として政 1 で定 た期間 令 め を除 で る 定 Ł め 0) る を含み、 免 が を 通 第
- 該 免許を受け た 日 以 後 12 当 該 免 許 に 係 る 上 位 · 免 許 を受け た

て —

る

- 兀 分に 間 に 第百 違 当 該 反 八 す 免 条 許に る 0) 行為 係 第 を る 免 項 許 第 当 自 + 該 号に 動 行為が 車 等 掲 \mathcal{O} げ 当 運 る 該 転 講 講 に 習を 習に 関しこの 終了し 係る免 法 た 許につ 律若 者 (当 しくはこ いて政令で定 該 講 習 0 を 法 終 律に基づ 了 める基 L た 後 準 < 初 に 命 心 該当することとなる者を除 令 運 \mathcal{O} 転 規 者 定 期 又 間 は が この 経 過 法 す 律 ることと \mathcal{O} 規定に基づく な るまで
- 五. を受けて 該 免 許 7 が た 準 期 中 間 型 免許 (当 該 で 免許 ある場 \mathcal{O} 合 効 力が停 に お 1 止 て、 さ れ 普 てい 通 免許 た期間 を 現 を除 に に受けて ¿ ° お り、 が 通 算 か L つ、 て二年 当 該 以 準 上 中 であ 型 免許 る者 を受け た日 前 に 当 該 通

5 5 略

許 \mathcal{O} 取 消 Ļ 停 止

百 基 き 準 は、 第 五. に 一号に そ 従 免 該 者 許 当す その が 当 仮 る 者 該 免 略各号の 者 許 \mathcal{O} を除 免 が 許 前 < ° 条 を 1 ず \mathcal{O} 取 規 以 り れ 定 消 カュ 下 0) し、 に 第 該当 適用 百 六条までに 又は六月 することとな を受け る者 を超 お で え 1 な 0 あ 7 た時 る 11 同 ľ 範 き 囲 に は 内 お を受け で けるその 期 当 間 該 を定 処 た 分 者 者 は \Diamond \mathcal{O} が て 住 次 そ 免 所 0) 0 許 地 各 を管 者 \mathcal{O} 号 効 0 が 力 轄 同 7 を停 ける 条に ず れ 規定す 止 公 カ 安 することが に 委 該 る講 員 当 会 す 習 は ることとな を受け できる。 政 令で定 な ただし 0 で め

次 に 掲 げ る 病 気 に か か 0 て 1 る 者 であ ること が 判 明 た

条

0

期

間

を

経

過

L

た

.後で

な

け

れ

ば

す

ることがで

き

な

11

- イ 幻 症 状 を 伴 う 精 神 病 で あ 0 て政 令で定 \Diamond る ŧ
- 発 ょ ŋ 意 識 障 害 又 は 運 動 障 害 を t たら す 病 気 で あ 0 て政 令 · で定 め る ŧ
- イ 及 び 口 に 撂 げ る ŧ \mathcal{O} ほ か 自 動 車 等 \mathcal{O} 安 全 な 運 転 に 支 障 を 及ぼ す おそ れ が あ る 病 気とし)政令 で 定 め る t

- 一の二 認知症であることが判明したとき。
- る者 目 が で あ 見 ることが え な ことその 判明 L たと 他 自 き。 動 車 等 0 安全な運転に支障を及ぼ す おそれ がある身体の 障害として政令で定めるもの が 生じて
- 三 アル コ] ル 麻 薬、 大 麻 あ λ 又 は 覚 せ 11 剤 \mathcal{O} 中 毒 者 で あ ること が 判 明 L たとき。
- 四 第六項の規定による命令に違反したとき。
- 五. 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 に 関 しこの 法律 若 しく はこの 法 律 に 基づく · 命令 \mathcal{O} 規 定 又 は \mathcal{O} 法 律 0) 規 定に 基 づ 処 分に 違 反 L たとき (次

項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。)。

- 六 重大違反唆し等をしたとき。
- 七 道 路 外 致 死 傷 をしたとき 次 項第 五. 号に 該当す Ś 場 合を除
- 八 前 各号に · 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 免 許 を受け た者 が 自 動 車 等 を 運 転 することが 著 Š 道 路 に お け る 交 通 \mathcal{O} 危 険 を 生じ さ せ るお そ
- 時 に お けるそ 0 者 \mathcal{O} 住 所 地を管 | 轄す る公安委員会は、 そ 0) 者 \mathcal{O} 免許 を取 り 消すこと が で きる

2

免れ

許

を受け

た者

が

次

 \mathcal{O}

各

号

 \mathcal{O}

1

ず

れ

か

に

該

当

す

ることとな

つ

たときは、

その

者

が

当

該

各

号

 \mathcal{O}

11

ず

れ

か

に

該

当することとなっ

があるとき。

- 自 動 車 等 0) 運 転 にによ ŋ 人を 死 傷 さ せ、 又は建 造 物 を 損 壊 3 せる行為 で故 意によるも \mathcal{O} を L たとき。
- 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 関 L 自 動 車 \mathcal{O} 運 転 に ょ り人を 死 傷させる 行 為等 0) 処罰 に関 する 法 律第二 条 か 5 第 兀 条ま で 0 罪 Tたる.
- 為をしたとき。
- 三 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 に 関 L 第 百 + 七 条 0 第 号 又 は 第 \equiv 号 0 違 反 行 為 をし たとき 前 号 \mathcal{O} 11 ず れ か に 該 当 す る 場 合 を除
- 兀 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 に 関 L 第 百 + 七 条 0 違 反 行 為 をし たとき。
- 五. 道 路 外 致 死 傷 で 故 意に よる ŧ \mathcal{O} 又 は 自 動 車 \mathcal{O} 運 転 に より人を死 傷させ る行 為 等 \mathcal{O} 処 罰 に 関 する法 律 第 一条か 5 第 兀 で
- 3 (略)

罪

に

当

「たる

ŧ

 \mathcal{O}

を

したとき。

4 場 合 前 項 同 0 項 処 第五 分 移 号 送 に 通 該 知 当す 書 が んる者 当 該 が 公 安委 前 条 員 \mathcal{O} 会に 規 定 送付 \mathcal{O} 適 され 用を受ける者であるとき たときは 当 該 公安 (委員 は、 、会は、 そ 0) 者 そ が 0) 同 条に 者 が 規 第 定 する講習を受け 項 各号 \mathcal{O} 1 ず n な カコ 1 に 該 同 当 す 条 る

免 期 間 案 て 期 に を を 0 取 間 11 1) を 過 て、 消 定 L た す 8 そ て 後 لح 免 \mathcal{O} 12 者 が 限 許 る。 \mathcal{O} で \mathcal{O} きる 免 効 許 力 に を を t 取 停 は、 \mathcal{O} n と 止 し、 消 同 す るこ 項 処 \mathcal{O} لح 又 分 政 移 が は 令 送 免 で で きる 許 通 定 \mathcal{O} 知 8 効 書 ŧ る を 力 \mathcal{O} 基 を 送 と 準 停 付 L に 従 止 L す た そ い るこ 公 \mathcal{O} 安 者 そ لح 委 が \mathcal{O} 員 が 者 第 で 会 \mathcal{O} き 項 免 は な 各 許 第 号 を 11 Ł \mathcal{O} 取 項 1 1) \mathcal{O} 又 ず と 消 す は ħ L る 第 カュ に 又 項 該 は 当 六 \mathcal{O} 規 す 月 を 定 る に 場 超 え か 合 カン に な わ は い 5 範 そ 囲 内 \mathcal{O} 当 者 に \mathcal{O} お

5 (10 略

臨 時 適 性 検 査 に 係 る 取 消 L 等

百 状 提 れ \mathcal{O} に \mathcal{O} 況 規 兀 出 場 準 定 か す 条 るこ 合 ず 5 に \mathcal{O} ょ に る 判 ح ح お ŧ 断 る \mathcal{O} 三 命 11 \mathcal{O} L さ とし て、 て 令 れ を 公 7 す 安 当 第 て 政 **,** \ る 委 該 百 令で 場 員 処 る 会 条 者 合 分 点は、 、 に を 定 第 受 免 お \Diamond け 項 許 る 1 第 لح 第 て、 た を 百 きは 受 者 号、 げ が 当 条 た 該 第 三 第 者 れ 適 月 5 に 性 項 号 限 \mathcal{O} を 検 か 超 の 二 る。 規 査 5 え を 定 第 又 受 兀 に な が、 は け 該 11 項 当 第 範 る ま 开 ベ 自 で L 号 き な 内 動 \mathcal{O} で \mathcal{O} 車 者 規 1 期 等 1 定 と 免 間 ず \mathcal{O} に が を 運 許 ょ ħ を受 明 定 か ŋ 転 5 に \Diamond に 適 カコ て 該 ょ け 性 そ 当 と ŋ た 検 な \mathcal{O} す 交 者 査 る 者 通 0 に を た \mathcal{O} 疑 事 限 行 لح 免 1 故 る 1 き が を 許 は \mathcal{O} あ 起 又 ると こし 効 又 は 力 は 速 同 Þ を 認 当 条 停 \otimes か該 カュ 第 に 止 5 つ、 命 当 す 令 項 れ るこ 該 当 る を カン 受 処 該 5 きそ لح け 分 交 が 诵 診 を で \mathcal{O} 事 断 項 解 きる 除 他 故 書 ま を \mathcal{O}

2

な

け

れ

ば

な

ら

な

3

た を 定 認 者 該 受 12 消 同 第 効 知 第 条 に 停 け 機 力 違 百 項 限 た 能 第 \mathcal{O} 止 反 又 若 者 停 る \mathcal{O} L 検 条 七 期 て は 項 に 査 止 \mathcal{O} 間 当 を 限 六 \mathcal{O} を 七 月 通 は 受 が が る 該 受 第 を 知 第 け 同 満 涌 け さ た 知 な 項 超 六 条 了 が 項 者 え れ 第 す に 0 1 た に に 七 る 当 係 لح 規 な 認 期 ま 規 あ 項 該 る 定 定 講 \Diamond 範 日 0 \mathcal{O} で 命 に 規 習 囲 に す て \mathcal{O} 令 る ょ 定 間 内 お る は に を る 違 受 き、 で け 期 に に 通 け る 間 当 違 命 期 反 知 そ 該 令 L 間 が 反 な 司 を \mathcal{O} 通 停 L に た 1 条 受 を と認 . 応 じ て لح 第 け 定 者 算 止 当 認 \Diamond \mathcal{O} L \mathcal{O} 五. た て 住 て 期 該 な \Diamond \Diamond 項 者 ると 間 通 る 免 所 1 \mathcal{O} 許 地 月 が と لح 規 免 知 き、 認 満 き 定 許 を لح に 0 効 管 な 了 係 8 に を 力 るとき) 第 第 受 轄 る す る ょ を る る す 日 適 百 け る ま 停 性 項 通 た 公 で 検 前 条 知 者 止 第 することが 安 査 又 段 第 百 \mathcal{O} を に 受 委 間 を は \mathcal{O} 限 受け 員 規項 け 条 同 る。 に た 会 第 適 条 定 カュ 性 第 に 5 者 は な できる。 項 検 六 第 が 11 ょ لح 政 か 査 項 る 免 同 認 免 項 令 を \mathcal{O} 許 条 5 受 ま を受 規 で 第 8 許 第 た け る で 定 定 \mathcal{O} \equiv だ لح 8 項 な に 効 \mathcal{O} け 項 た者 き ょ 規 Ĺ る ま 力 11 \mathcal{O} 基 で لح る \mathcal{O} 定 規 第 当 に 通 に 準 認 停 に 定 ょ 規 知 止 限 該 に 8 に 認 定 る 項 を を る 従 る 違 لح 受 す 受 前 命 知 11 反 き) け 機 る 段 け 令 能 そ 期 \mathcal{O} た た を が て 限 者 受 当 は、 規 者 司 \mathcal{O} 検 け 者 \mathcal{O} 定 に 条 該 査 に 免 を \mathcal{O} 満 第 あ た 第 通 受 百 ょ 者 六 免 許 了 0 知 け 許 る て 項 0 を に 免 条 免 受 な を 日 は \mathcal{O} 係 又 規 取 る

ŋ は 七 \mathcal{O}

当 \mathcal{O} 該 限 講 習を で 受 分け な 当 該 命 令 に 応じ な こと又は 当 該 適 性 検 査 を受け ないことにつ 7 7 やむ を 得 な 1 理 由 が あ る 場

4

合

5 兀 る 第 該 定 \mathcal{O} 条 場 九 11 ŧ と認 通 に 者 第 合 + 条 第百三 違 兀 0 項 知 が に 日 \mathcal{O} 三 の 三 各号 め لح に 反 同 項 0 を 超 る 係 L 条 中 条 11 第三 て \mathcal{O} る に て え 一第三 と き、 適 当 規 第 準 な 11 該 ず 性 定 用 11 項 項 れ 検 第 通 す 項 す 範 る。 第 る講 各 か 査 百二条 知 又 囲 第 は に 号 を に 内 兀 受け、 この 項 該 係 習 同 \mathcal{O} に 項 当す 第一 を受 る 又は お 条 11 及 場 な 認 ず 第 1 び る場 V 第 け てこ Ŧī. 項 知 れ 合 第 と 機 項 か な か に 九 項」 に 合 認 5 能 に 項 1 お れ に め で同 お 第三項まで لح 0 検 該 1 لح るときは 当 異 は、 て、 査 規 1 を受け て あ 条 す な 定 準用 その る期 るの うる場 0) は、 同 期 条 は 者 \mathcal{O} 間 合 第 第三 す な 間 規 る 第 1 同 \mathcal{O} を を 同 第 免 百 定 لح 経 項 定 項 項」 許 兀 に 認 兀 過 項 中 8 0 項 よる命令 を 条 め L 第 たときは、 規 と、 取 \mathcal{O} るとき、 た 五. 第 定 二の三 後に 号に によ ŋ 百 読 消 兀 同 4 条 すことが に 限 該 条 り 第九 当す · 違 第 替えるも 第三項」 同 る。 そ 免 条第 許 反 0) こに 項中 を取 l る 項 期 六 者 間 できるも たと認 \mathcal{O} と は、 0 項 が 意 り とする 第 \mathcal{O} 前 見 第 消 規 め 同 条 \mathcal{O} 七 項、 停 るとき又 定 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 聴 項 止 に 規定 とし 取 に 又 لح す 違 は 第 又 お ることが 反 あ は 0 1 免 一項又は とあ るの て同 は して 適 聴 許 同 用 聞 \mathcal{O} るの を受け 条第 当 ľ は 効 第四 とあ 分 該 できるも 「第 を は 七 通 る者 項 項」 知 百 以 九 る 停 上 \mathcal{O} に \mathcal{O} + と 止 \mathcal{O} 規 係 条 で は 停 日 定に あるの することが とし、 る講 0) あ 止 公 七 るときは 聴 L 第三項 違反 聞 習を受け ようとす 安 その (委員 第 者 で て 0 会 当 そ る な 規 同 が が

6 5 8 略

لح

申 請 に ょ る 取消

第 百 兀 条 \mathcal{O} 兀 略

2 5 4 略

5 規 安 定 委 歴 第 員 証 す 会に る 項 明 優 0 対 規 良 定 と 運 Ļ 1 転 に う。 者、 当 ょ 該取 ŋ 免 0 般 消 許 交 運 を L 付 を 転 取 受 を 者 ŋ け 申 消 又 は た 請 さ 日 することが 違 れ 反 前 た 運 五. 者 年 転 者 間 第 でき 等 \mathcal{O} 自 項 \mathcal{O} る 区 動 0 分 車 規 に 築 定 準 \mathcal{O} に じ 運 ょ た り 転 区 に 免 . 分 に 関 許 す を受け ょ る ŋ 経 た者を除 表 歴 に 示 す いっ る て、 く。 書 面 第九 は、 次 十二条 項 及び その 第 \mathcal{O} 者 百 \mathcal{O} 六 第 住 条 所 項 地 お \mathcal{O} を 表 管 て \mathcal{O} 轄 上 す 運 る 欄 公

6 に お 前 項 11 て、 \mathcal{O} 規 運 定 に 転 経 ょ る申 歴 証 請 明 を受け 書 は 免 た 許 公 安 証 (委員 لح 紛 、会は、 5 わ L 政 1 外観 令で定め を有するも るところに 0) であつては ょ り、 運 なら 転 経 な 歴 証 明 書 [を交付 する もの とする。 0 場 合

略

第

百

Ŧī.

許

は

免

許

を

受

け

た

者

免

許

証

0

更

新

を

受

け

な

カ

0

た

لح

き

は

そ

0

効

力

を

失う。

2 効 \mathcal{O} 前 免 取 項 L 条 許 た 消 \mathcal{O} 第 日 規 五. 免 L 取 \mathcal{O} 定 項 と 消 基 か に 準 ょ 5 ŋ 第 に 次 免 七 該 項」 当 許 項 す を ま 受 と る \mathcal{O} で は あ 者 け \mathcal{O} 規 る そ た 運 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 定 が 転 は 他 は لح 経 \mathcal{O} あ 以 歴 政 免 証 下 令 る 許 : の 明 で \mathcal{O} 証 書 定 は \mathcal{O} 条」 8 更 当 と読 る 新 と、 者」 該 を 受 4 免 替 と 同 許 け 条 証 な 第 \mathcal{O} か 当 七 有 0 0 項 該 効 た 中 期 者 取 消 間 に 前 が 0 L を 満 各 受 項 了 て け 準 す لح た る 用 日 日 す あ る。 。 に る と \mathcal{O} お あ は 7) て る 0 第 場 前 \mathcal{O} 合に 九 は 項」 十 当 条 お と 該 第 1 免 Ŧī. て、 許 項 第 \mathcal{O} 同 証 規 条 に 項 係 定 第 る に 0 五. 規 ょ 免 項 許 る 中 定 が 免

玉 際 運 転 免 許 証 又 は 外 玉 運 転 免 許 証 を 所 持 する 者 \mathcal{O} 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 ょ

る

 \mathcal{O}

L

とあ

る

え

るも

لح

す

る

とい 免 例 及 わ を ょ 免 百 る 有 る 許 法 再 75 b 所 許 七 う。 0 六 入 難 ず 持 翻 7 条 証 た 道 証 宷 場 玉 す + 条 民 訳 路 を 又 11 \mathcal{O} 除 は 成 る 文 る 合 第 0 認 本 に Ŝ. 第 者 で 玉 又 外 許 定 邦 お に は に け 道 項 政 又 玉 お 年 可 法 運 け 項 \mathcal{O} 法 上 第 令 は る 自 路 0 規 律 同 陸 八 で 地 危 動 で 交 転 る 昭 当 定 定 域 険 条 通 規 和 + 第 法 車 免 住 許 八 約 該 定 に 七 第 8 と を 等 12 + 条 L 防 に ょ + 民 る \mathcal{O} 附 関 証 上 +者 7 六 基 止 陸 る 第 運 す ょ 属 以 号) 六 年 る を る 本 が 政 書 再 L 転 除 難 条 項 作 令 下 入 政 台 に 九 条 第 *の* 成 そ 若 民 玉 令 帳 第 で 関 約 玉 定 す 旅 \mathcal{O} 第 法 L \mathcal{O} L 十三条 たも < 第 号 以 際 許 8 他 る 第 行 百 昭 か る は 下 運 百 証 可 交 本 + 明 を 項 + 和 5 0 ŧ 通 邦 条 転 受け 第二 第 約 条 書 九 兀 免 七 が \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 日 号) に 安 域 附 許 条 \mathcal{O} 十 兀 添 約 項 限 全 \mathcal{O} 交 た 本 号 付 外 属 証 等 付 る。 لح ŧ に 第 年 ま さ と 書 玉 に 0 を お لح 六 法 で 円 あ +1 \mathcal{O} n と 受 う。 لح + 律 滑 る \mathcal{O} 0 に 1 7 け 第 7 V 7 平 条 第 1 1 \mathcal{O} を 玉 定 う。 準 ず 図 若 7 な 和 第 八 る 行 \Diamond 号 第二十 さ + ŧ る る 出 用 条 れ 政 L 庁 < に 様 玉 れ す 約 項 か \mathcal{O} 上 号) で お る る に に 若 で は 式 L \mathcal{O} に 運 場 場 基 規 該 限 ĺ 我 に 兀 地 1 合致 る。 転 て 合 合 づ 定 に 当 < が 域 条 する を き 基 は することが 同 該 を に 玉 第 国 含 含 出 日 ょ づ 以 権 لح L 者 る き 下 同 際 た 項 玉 む む 本 限 を 住 等 t 0 出 0 \mathcal{O} 運 \mathcal{O} 除 を 日 玉 玉 民 \mathcal{O} あ \mathcal{O} 転 \mathcal{O} 運 で か 又 \mathcal{O} 籍 \mathcal{O} 基 条 る 水 免 転 L きることとされ は に 準 た 規 機 以 5 を 本 許 確 免 関 日 出 定 離 認 台 お に 証 下 許 か 月 入 に 脱 帳 は 1 0 あ を ک 証 玉 ょ て 免 ると \mathcal{O} 同 に 発 b 記 た 許 起 満 管 ŋ 法 第 給 条 第 者 外 認 算 た 理 出 第 録 六 に に L 百 さ 等 + 係 な 及 玉 8 て お 七 L 入 国 + 7 び \mathcal{O} 兀 運 る 5 条 て 11 れ 11 11 期 難 管 出 六 条 転 運 な 7 1 7 れ \mathcal{O} る自 年 間 民 理 入 条 11 第 免 転 る 1 Ł 間 内 認 及 玉 第 る 許 免 運 玉 玉 第 者 に 管 項 許 動 定 び 証 転 又 際 難 車 半 再 法 理 項 が \mathcal{O} 免 は 運 項 証 等 該 び 第 民 12 \mathcal{O} 出 規 لح 許 地 転 \mathcal{O} 本 認 関 規 定 日 を 玉 六 入 1 域 \mathcal{O} 免 玉 う。 玉 際 邦 十 す に 制 許 運 定 定 本 で 外 に 法 る 管 か 語 運 に 度 あ 証 運 転 条 第 ょ 理 カン を 転

旅 ることができる。 客用 車 両 を牽引して当該 ただし、 旅客自 牽が 引 自動 動 車 車 を 運送事業に係る旅 運 転する場合、 又は代 客を運送する目的 · 行運 転 普 通 で、 自 動 車 旅 客自 を 運 動 転 軍を する 場 運 **愛合は、** 転 L 若しく この は 牽^は 限 ŋ で 引 自 な 動 車

免許等に関する手数料)

件 百 0) $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 十二条 該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、 費に対応 八十 規定 する部 九条第 に 都 より 道 府 県は、 分として政令で定め 公安委員 項の 第六章 規 会が 定による運 行うものとされ (第 百 匹 転免許試験を受けようとする者 る額を標準とする _ 条 \mathcal{O} 兀 第六項 て 11 る事 (第百 額を 務に 係る手 加 五. えたた 一条第二 額を徴 数料 物件費及び 項 に 運 \mathcal{O} 転 徴 収することを標準として条例を定め お 免許 収 1 施設費に に て つい 試 準 験手 甪 て する場合を含 数料 対応する部 は、 次の各号に 分とし む。 掲 て政 げる者か を除く。 令で定 な け 'n 5 及び第六 ばならな \Diamond る額 それ に人 ぞれ

の二・二 (略)

第九 十 二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 免 許 証 \mathcal{O} 交付、 を受け ようとする 者 免 許 証 交付 手 数

兀 第九 + 四条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 免許 証 \mathcal{O} 再 交付を受けようとする者 免 許 証 再 交付手数料

五~十三 (略)

2 (略)

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)(抄)

(歩行補助車等)

第一条 5 0 車 で 道 路 原 交通法 動 機 を用いるものにあ (以 下 法 という。 つては、 内 第二条第一項 閣 府令で定め 第 る基準 九 号 Oに 歩行 該当 補 するも 助 車 等 0) は、 に 限 歩 る。 行 補 助 とする。 車 · 及び シ 彐 ツ 占。 ン グ 力 1

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由

十三条の六の二 法第九十二条の二 第 項の表の 備 考 0) 1 及び 2 並 び に同 表 0) 備 考 兀 0) 政 令で定めるやむ を 得 な 理 由 は、

次 に 掲 げるとおりとする。

- 海 外 旅 行をしていたこと。
- $\overline{}$ 災 害 を受けたこと。
- 三 病 気に カゝ か り、 又 は 負 傷し たこと。
- 兀 法令 \mathcal{O} 規 定に より身 体の 自 由を拘束され てい たこと。

(優 良運転 者 及 び 違反 運 転 者 等 に係 る 基準)

五.

社

会の

慣

習

上

一又は業

務

0

遂

行上や

、むを得

な

用

務が生じたこと。

第三十三条の 項 る 試 許 E 験 一該各号に 日 証 お 前 (以 下 という。 V) 五. て同 年 定め 間 「免許 七 じ。 及び る 法 を受け 証 同 日 第 にお 九 日から法 前 とい 十二条 五. 年間 た日の 1 て違 う。 第 の 二 (第三号に掲 前 反行為又は 九十二条第 に係る法第九十 第一 日 が 項の 第四号に定める日 表 別表第四 げ 項の の備 る者又は第 規定に 考一 七 一若しく 条 第一 \mathcal{O} より交付を受けた免許 以 匹 2 一号に 後である者に限る。 項 は \mathcal{O} 第一 別表第五に掲げる行 政 掲げる者 令で 号に掲げ 定め げ る (法第九 る事 基準)にあつては、 項 は、 証 に保 定っ 為をしたことがないこととす 十二条第 次 る適性 いて行う の各号に 項の規 試 · 掲 げ 試 験を受けた それぞれ第三号 験 る者 定により 以 下この \mathcal{O} 日 区分に応じ、 交付 . (T) る。 前 又 項 を受け 日 は に 第四 ま お で 1 一号に た運 そ 0 て 間 れ 定 適 ぞ 転 め 次 性 免 れ

<u>\</u> 略

 \equiv た者 規 許 経 過 証 定 前 E に 条各号に掲げるや を L あ より 更 な 新 つ 者に限 ては、 効力を 前 0) 免 失 許 る。 当該効力を 証とし つた日 、むを得 で法第九十二条第 た場合に か 失つた日 5 な 起 1 算 理 おけ して 由 か 0 る特定 ら起算して三年 六 た 月 め 項 免 (当 誕 0 許 生 該や 規 証 日 定 \mathcal{O} により むを 更 0) -を経 新 兀 + 得 を受けることができなか 免許 過 な 日 L 前 1 証 な 理 \mathcal{O} 1 0) 由 日 場 交付を受けた \mathcal{O} 合に限 ため そ り、 0 期 つた者 ŧ 当 間 内 該 \mathcal{O} 事 に 情 次 更 (その の免許を受け 新を受けることができなかつた免 がやんだ日から起算して一月)を 免許 が そ ることが 0) 結 果法 第百 できな 五. カゝ 0 \mathcal{O}

2

兀

Ŧī.

略

試試 験 の免除

2 第三十四条の三 法第九十七条の二第一 (略)

〈 匹 (略)

項第三号の政令で定める者は、 次に掲げるとおりとする。

とする。

3

法第九十七条の二

第一

項第三号の政令で定めるやむを得な

V · 理 由

は、

第三十三条の六の二第三号から第五号までに掲げるも

4

(略)

(我が国と同 等の 水準の 運転免許制度を有する国又は地

第三十九条の四 法第百七 条の二の政令で定める国 又は地域は、 次に掲げるとおりとする。

域)

(略)

三 スロベニア共 和 国

四~八 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 める額とし、 める区分とし、 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、 同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、 同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、 次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同 当該区分に応じてそれぞれ同表の第四 当該区分に応じてそれぞれ同 欄に定める額とする。 表の第三欄に定 表の第二欄に定

		手数料	運転免許試験		手数料の種別
中型自動車免	車免許又は準	許、中型自動	大型自動車免		区
ける場合	五号に該当して同項の規定の適用を受	法第九十七条の二第一項第三号又は第	(略)		分
		五百円	(略)	する額	物件費及び施設費に対応
		千四百円	(略)		人件費に対応する額

車免許又は原を	小型特殊自動 法	る試験(二種免許に係	しくは牽引第	第二種免許若	型特殊自動車	じ。)又は大	う。以下同	引免許をい	車免許又は牽	普通自動二輪	二輪車免許、	許、大型自動け	特殊自動車免 五	転免許 (大型 法	特定第一種運	(け	五.	許に係る試験 法	普通自動車免		許に係る試験
を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用	略)											る場合	号に該当して同項の規定の適用を受	第九十七条の二第一項第三号又は第	略)	略)	る場合	号に該当して同項の規定の適用を受	第九十七条の二第一項第三号又は第	略)	略)	
	五百円	(略)													五百円	(略)	(鮥)			五百円	(鮥)	(略)	
	千四百円	(略)													千四百円	(略)	(略)			千四百円	(略)	(略)	

									数料	免許証交付手第一種運転免許又は第二種	(略) (略)	(略) (略)	試験	種免許に係る	通自動車第二 (略)	種免許又は普ける場合	型自動車第二 五号に該2	二種免許、中 法第九十-	大型自動車第 (略)	験	免許に係る試	動機付自転車 (略)
										運転免許に係る免許証							当して同項の規定の適用を受	七条の二第一項第三号又は第				
(略)										千五十円	(略)	(略)			(略)			五百円	(略)			(略)
(略)	二百円を加えた額)	係る事項を記載するごとに	に、当該他の種類の免許に	る場合にあつては、九百円	に係る免許証の交付に代え	を記載してその種類の免許	他の種類の免許に係る事項	種類の免許に係る免許証に	項後段の規定により、一の	九百円(法第九十二条第一	(略)	(略)			(略)			千四百円	(略)			(略)

備考 (略)	(略)	手数料
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	等、交差点右左折方法違反、交差	更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込
_	横断等禁止違反、車間距離不保持、進路近往清極。	十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定衆総利指置名名選及 通行言正多件選及 通行書選及 距線ノン等優男
- 15.	丁芹韋文、九道致内韋文、恵度又は保管場所法違反(長時間駐	口昔置冷含逢ට、通亍午可条牛逢ට、通亍帯逢ට、各泉ヾ々等憂七動車区道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違
	命令違反、本線車道横断等禁止	· 八百年, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危	制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、
	普通等五割以上十割未満)、整備不良(所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(
	止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場	等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反(駐停車禁
	状交差点安全進行義務違反、横断歩行者	路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環
	切不停止等、しや断踏切立入り、優先道	高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏
	レーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、	、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブ
二点	、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、
	場所法違反(道路使用)	等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等十割以上)又は保管場
三点	止場所等)、積載物重量制限超過(大型	速度超過 (二十五以上三十 (高速四十) 未満)、放置駐車違反 (駐停車禁止
		行
六点	等十割以上)、無車検運行又は無保険運	速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等
(略)		(略)
点数		違反行為の種別
		一 一般違反行為に付する基礎点数
R 係)	六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)	別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六
		2 · 3 (略)
		備考(略)
	(略)	(略) (略) (略)
	1) (略)	手数料 (略) (略) (略)

反、 道 違 積 鳴 反 左 緊 反、 載 義 携 折 駐 急 帯 方 務 等 転 合 車 落 法 違 車 初 電 妨 禁 心 話 積 制 反 义 害、 運 使 載 限 止 車 転 用 場 物 超 妨 乗 車 本 者 等 等 過 所 害 線 標 危 積 等 載 識 保 険 指 車 制 持 防 方 道 表 限 定 外 出 示 止 法 交 通 / 差点 措 許 入方 違 義 行 反、 務 座 置 可 区 分違 法 義務 等 席 条 違 件 違 定 進 反 ベ 反、 ル 違 違 員 入 反、 反、 反、 外乗 禁止 聴 1 覚 装 環 牽が 牽引違れ事、積 引 障 着 安 違 状 全不 :害者 反、 交差 自 義 動 務 標識 違 反 点 車 確 載 無 灯 左 本 認 物 反 線 表 K 原 重 火 折 幼 ア 付 量 等 車 示 児 開 減 道 義 牽が制 方 用 放 引 光 法 通 務 限 等 違 補 等 違 超 違 行 帯 過 反 反 助 反 義 違 装 停 務 普 反 最 置 整 違 止 交 措 低 使 備 差 通 反 用 等 点 速 置 故 不 度 義 障 義 良 五 合 優 車 違 務 務 割 义 先 (尾 未 違 違 不 車 反 両 反、 満) 灯等) 履 表 反 妨 本 示 行 害 線 義 乗 初 務 車 積 緊 車 心 合 用 載 急 違 道 運 転 义 反又 落 物 制 通 転 車 ル 行 者 等 大 限 妨 きさ は 等 車 メ 防 違 害 等、 妨 ツ 保 止 仮 反 1 免 害 護 措 制 許 着 置 警 義 限 駐 練 本 用 務 義 超 音 停 習 線 義 違 務 過 器 車 標 車 違 吹 違 務 反

略

識

表

示

義

務

違

反

備 考

略

0) 表 及び二 0 表 0 上 欄 に 掲 げ る 用 語 0 意 味 は、 そ れ ぞ れ 次に 定めるところによる。

- 6 場 合 に 酒 おけ 気 帯 る び 13 $\widehat{\bigcirc}$ か 5 • 16 ま 五. で 未 に 満) 規 定す 速 度 Ź 超 行為をい 過 三十 う。 (高 速 兀 + 以 上五 + 未 満) 等」 لح は 5 に 規 定 す る 状 態 で 運 7 1 る
- 7 る 場 合 酒 に 気 帯 お け び る 17 $\widehat{\bigcirc}$ _ 19 又 五. は 未 満 20 に 規 速 度超 定 する行為 過 <u>二</u>十 を 1 五. う。 以 上三 十 (高 速 兀 +未 満) 等 لح は 5 に 規 定 す る 状 態 で 運 転 て 1
- 8 44 まで、 酒 気 帯 46 か び 6 $\widehat{\bigcirc}$ 60 ま で又 五 は 未 62 満 カゝ 速度 5 115 までに規 超 過 <u>=</u>+ 定す 五. 一未満) る行為を 等 1 、 う。 لح は 5 に 規 定す る 状 態 で 運 転 L 7 1 る 場 合 に お け る 22 カゝ 5
- 9 5 35 略
- _ \ Þ 断 踏 切 立 入 ŋ لح こは、 法 第三十三条第二 項 0 規 定 0 違 反 と な る よう な 行 為

を

1

5 43 略

44 37 36 駐 停 車 違 反 駐 停 車 禁 止 場 所等) لح は、 駐 停 車 禁 止 場 所 等 違 反 行 為 0) う ち、 18 に 規 定 する行 為以 外 0) Ł 0

47 45 46 積 載 略 重 量 制 超

パ 1 セ ン \vdash 物 以 上 百 パ 限] セ 過 ン \vdash 普 未 通 等 満 0 五 t 割 以 \mathcal{O} 上 19 十 割 に 規 未 定する 満) とは、 行為を 除 積 ₹. 載 物 重 を 量 制 1 う。 限 超 過 0 う ち、 その 超 える積 載 0 割 合が

五.

+

53 48 (52 略

7 道 携 路 帯 に お 電 け 話 る交通 使 用 等 \mathcal{O} **交** 危 険を 通 \mathcal{O} 生じさせ 危 険) _ とは、 た場 合に 法第 限 る。 七 $\bar{+}$ 条第 を 1 う。 五 号 0 五. \mathcal{O} 規 定に 違 反 す る 行 為 同 号 0) 規 定 に 違 反 ょ 0

車 間 距 離 不 保 持 لح は、 法 第二十 六 条 0 規 定 0 違 反 となるような 行 為 32 に 規定 する行 1為を除 を ľ う。

(81 略

 \mathcal{O} 三第 項 駐 停車 又 は 項 第 か 違 四 5 反 第 + 駐 兀 九 条 項 車 \mathcal{O} ま 禁 で、 兀 止 場 \mathcal{O} 規 第四 所 等) 定 + \mathcal{O} _ 違 九 とは、 条 反となるよ \mathcal{O} 兀 又 法 は 第 う 第 几 十 な 兀 行 + 五. 為 九 条 条 に 第 0 \mathcal{O} 項 若 五. 1 後 て は 段 L Ś \mathcal{O} 規 駐 は 第二 停 定 車 \mathcal{O} 項、 禁 違 止 反 となるような 第 場 兀 所 等違 十七 反行 条、 為 行 第 に 為 兀 該当す + 法 八 第 条、 Ś 四 ŧ + 第 九 兀 0 条 を + 除 \mathcal{O} 九 条

0) Š ち、 45 規 定する 行 為 以 外 0 t \mathcal{O} を **(**) う。

(

90

略

91 83 \vdash 未 満 積 載 \mathcal{O} ŧ 物 0) 重 量 46 制 に 限 規 超 定 過 す 普 る 行 通 等 為 を 五. 除 割 未満) を لح 1 う。 は、 積 載 物 重 量 制 限 超 過 \mathcal{O} j ち、 そ 0) 超 える 積 載 0 割 合 が 五. +

セ

(96 略

備 不 良 (尾 灯 ح は、 法 第六十二 条 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 す る 行 為 48 に 規 定 す る 行 為 を 除 を 7 う。

に 使 携 用 帯 L 電 又 話 は 使 用 自 動 等 車 保保 若 しく 持) _ は とは、 原 動 機 付 法 自 第 七 転 $\overline{+}$ 車 に 条第 持 いち 込ま 五. 号の れ た 五. 同 \mathcal{O} 号 規 定 0) に 画 像 違 表 反 示 L 用 て 同 装 号 置 を \mathcal{O} 手で 無 線 保持 通 話 L 装 てこ 置 を れ 同 号 に \mathcal{O} 表 示 通 さ 話 れ \mathcal{O} ため た 画

六 104 (第 128 略 係

像

を

注

視

す

る

行

為

53

に

規

定

す

る場

合

を除

を

う。

兀 + 五. 条 関

	,	左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急
五千円	原付車	い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点
六千円	普通車又は二輪車	妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追
七千円	大型車	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車
(略)	(略)	(略)
		遵守事項違反
		交通の危険)、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者
六千円	原付車	等、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、携帯電話使用等(
七千円	二輪車	安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害
九千円	普通車	速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点
一万二千円	大型車	十六 速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高
(略)	(略)	(略)
七千円	原付車	
九千円	二輪車	
一万二千円	普通車	
一万五千円	大型車	十二 速度超過(十五以上二十未満)又はしや断踏切立入り
(略)	(略)	(略)
一万二千円	原付車	
一万五千円	二輪車	
一万八千円	普通車	
二万五千円	大型車	六 速度超過 (二十五以上三十未満)
(略)	(略)	(略)
反貝金の名	車両等の種類	反則行為の種類
えり (全) (質)		反則行為の種別

行車妨 乗車、 略 等 危 障 行、 妨害 車 公安委員会遵守 騒 音運転: 、合 産が図 険 両 害、 防 表 止 引 交差点等進 制 示 措置義 本線車 違 等 限 義 務 違 反、 反、 違 初心運転 足又とは 務違 泥はね 道緊急車妨 事項違反、 警音器吹鳴義 入禁止 反、 · 運 仮免許練 者等保護義務違 安全不確 転、 違 別害、牽引自動 消音器不備、 反、 転 習 落等防止 務 無灯火、 標 認ド 違反、 識 - ア開放 反、 動車本線車道 表 措置 乗車 示義 最低速度違 減光等義 携帯電 等、 積 載 務 義 違 務 方法違! 反 話 停止措置 違 務 使用等 反、 違反、 通 反、 行 反、 帯 本 転 合図 直義務違 違反、 線車 落積 (保持) 定員 道 載 不 反 物 故 通 外 略 略

備考

(略)

この表 0) 反 則行 為 0 種 類 0 欄 に · 掲 げ る用 語 \mathcal{O} 意味 は、 それぞれ別表第二の 備考の二に定めるところによるほ か、 次に定め

るところによる。

1~6 (略)

7 「放置駐 車 · 違 反 (駐停車禁止 場 %所等 (高 . 鈴 運 転 者等専 用場所等以外))」 とは、 別 表第二の 備 考 の 二 0) 18 に 規定する行

為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 放置 駐 車 違 反 (駐 車 禁 止 場 所等 (高 齢 運 転 者 等 専 用 場所等以外))」 ーとは、 別表第二の 備考 0) \mathcal{O} 45 に 規定する行為

のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10 · 11 (略)

12 駐 停 車 違 反 (駐 停 車 禁 止 場 所 等 高 齢 運 転 者 等 専 用 場 所等以外))」 とは、 別 表第二の 備考 0) \mathcal{O} 44 に 規定する行為

のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

(略)

15 5 22

(略)

うち、 13に規定する行為以外のものをいう。

14 13

(略)

「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の8に規定する行為の